

件名	その他必要な事項（救急車等緊急車両の入構）
通報日	2024年 12月19日
概要	<p>12月19日</p> <p><第一報></p> <p>本日4時50分頃、大湊側屋外で作業中の協力企業作業員がクレーンのフックに接触し、腕部を負傷したため、救急車を要請しました。</p> <p><第二報></p> <p>状況を確認したところ、被災者は唇周辺部（出血あり）及び左上腕部を負傷しました。なお、現在唇周辺部の出血は止まっております。</p> <p><第三報></p> <p>6時22分、被災者を救急車で医療機関へ搬送しました。</p> <p>なお、本人の意識はありますが、自立歩行が困難な状況です。</p> <p>12月20日</p> <p><第四報></p> <p>医療機関による診察の結果、「左上腕部粉碎骨折」と診断され、手術を受けました。</p> <p>なお、現時点でも検査を継続しています。</p> <p>本件につきましては、作業中に発生した事象であることから、公表区分「Ⅲ」として扱い、本日公表いたします。</p> <p>（12月20日公表済み）</p> <p>https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/press/pdf/2024/20241220p.pdf</p>